

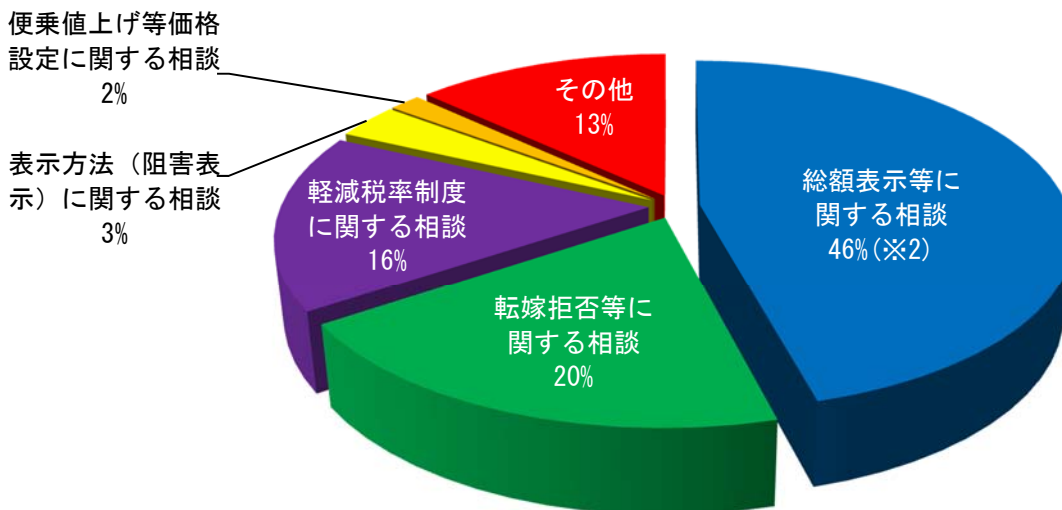
## 消費税価格転嫁等総合相談センターの相談対応状況

消費税価格転嫁等総合相談センターの平成 29 年 1 月(1/1～1/31)の相談対応状況は以下のとおり。

### 1 相談件数

1 月の相談件数：電話 58 件、メール 3 件

【相談内容（全 61 件）の内訳（※1）】



### 2 相談例

#### ○ 総額表示等に関する相談

Q. 事業者です。5年間のAEDの賃貸借契約を契約することを考えています。消費税の8%から 10%への引上げ時(平成 31 年 10 月1日)をまたいだ契約期間になります。消費税が5%から8%へ引き上げられた際のような経過措置は、10%への引上げ時にも認められるのでしょうか。

A. 資産の貸付けに係る適用税率については、消費税率8%への引上げ時と同様に経過措置が設けられています。

平成 25 年 10 月1日から平成 31 年3月 31 日までの間に締結した資産の貸付けに係る契約に基づき、平成 31 年 10 月1日前から同日以後引き続き貸付けを行っている場合に、貸付けの期間及び対価の額が定められており、対価の変更等を求めることができない等の一定の要件を満たすものは、8%の税率が適用されます。

経過措置等の消費税率の個別具体的な適用関係につきましては、国税庁ホームページ([www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp))で公表されているリーフレット等で御確認いただくか、所轄の税務署にお問い合わせください。

※1 消費税転嫁対策特別措置法違反被疑情報は1件

※2 うち総額表示に関する相談が 11%、消費税一般に関する相談が 89%

## ○ 転嫁拒否等に関する相談

Q. 外部講師に1～2時間の講演を依頼し、その謝礼として講演料 10,000 円を支払っています。この講演料は謝礼のため、消費税率引上げ後も 10,000 円のまま据え置くことは、消費税転嫁対策特別措置法上問題ないでしょうか。

A. 外部講師がその専門的知識等に基づいて行う講演に対する謝礼は、原則として消費税の課税対象となります。したがって、消費税率引上げ後の講演料について、税率引上げ前のまま据え置くことは、合理的な理由がない限り、「買ったたき」として消費税転嫁対策特別措置法上問題となります。

Q. 小売事業者です。現在、税込み 1,000 円で消費者に販売している商品について、消費税率 10%への引上げ後も税込み 1,000 円に販売価格を据え置くために、商品の納入業者に対し、消費税率引上げ後の商品の納入価格を引上げ前のまま企業努力で据え置いてもらうことを考えています。このような行為は、消費税転嫁対策特別措置法上問題ないでしょうか。

A. 消費税転嫁対策特別措置法上の特定事業者(買手)が、特定供給事業者(売手)から受ける商品又は役務の供給に関して、消費税率引上げ後も取引価格(税込価格)を据え置くことは、合理的な理由がない限り、「買ったたき」として問題となります。

自社の小売価格を据え置くことを理由に、納入業者からの仕入れ価格を据え置くことは、合理的な理由があるとはいえ、「買ったたき」として消費税転嫁対策特別措置法上問題となります。

Q. 買手に当たる事業者です。数名の個人事業者と業務委託契約を結んで仕事を発注しています。当社では、定期的に能力査定を行っており、査定結果によって委託料金を改定しています。消費税率引上げ時に、査定によって委託料金を引き下げるとは、消費税転嫁対策特別措置法上問題となるのでしょうか。

A. 消費税転嫁対策特別措置法上の特定事業者(買手)が、特定供給事業者(売手)から受ける商品又は役務の供給に関して、消費税率引上げ後も取引価格(税込価格)を据え置く又は引き下げるとは、合理的な理由がない限り、「買ったたき」として問題となります。

能力査定による取引金額の引下げであっても、実質的に消費税の転嫁を拒む行為と認められる場合には、合理的な理由があるとはいえ、「買ったたき」として消費税転嫁対策特別措置法上問題となる場合があります。

## ○ 軽減税率制度に関する相談

Q. 飲食料品等の軽減税率対象品目を販売していない事業者は、軽減税率制度について特に事前に対応する必要はないと考えてよいでしょうか。

A. 飲食料品等の軽減税率対象品目の売上げがない場合でも、会議費や交際費等として飲食料品等の軽減税率対象品目を購入する場合には、取引を税率ごとに管理し、記帳などの区分経理や申告時の税額計算において、税率ごとに仕入れに係る消費税額を計算するなどの対応をする必要がありますので、各事業者の皆様方の状況に応じた準備が必要となります。

## ○ 便乗値上げ等価格設定に関する相談

Q. 便乗値上げはどのように取り締まっているのですか。

A. 便乗値上げ防止に向けて、消費者庁では「便乗値上げ情報・相談窓口」を設置し、消費者から寄せられた情報や事業者からの相談を受け付けています。

受け付けた情報については、まず消費者庁が内容を精査した上で、便乗値上げの可能性がある場合には、関係省庁に対し、当該商品・サービス価格の改定に関する実態を把握するとともに、必要に応じて当該事業者に対し消費者の理解を得るための努力を促すよう要請しています。

問合せ先

内閣府消費税価格転嫁等相談対応室

電話：03-3539-2610